

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例等の一部を改正する条例……………（税務課）	1
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（総合政策部総務課）	7
○北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例……………（医務薬務課）	7
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………（食品衛生課）	8

条 例

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道税条例等の一部を改正する条例
（北海道税条例の一部改正）

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項及び第4項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「この節」の次に「（第35条第2項を除く。）」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に改める。

第24条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改める。

第26条の2中「所得割の納税義務者に」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に」に改め、同条第1号アの表(キ)の項中「が45万円」を「が55万円」に改め、同項b中「40万円」を「50万円」に、「45万

円」を「55万円」に改める。

第35条に次の1項を加える。

2 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、同条第1項、第2項、第4項、第19項又は第21項から第23項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の道民税の申告については、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第21項から第23項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

第36条の2第1項中「条約（）」を「租税条約（）」に改め、同項ただし書中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改め、同条第2項中「第9条の9の4第2項に規定する」を「で定める」に改める。

第36条の3第1項ただし書中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改め、同条第2項中「第9条の9の5第2項に規定する」を「で定める」に改める。

第38条第1項中「この節」の次に「（第41条の3を除く。）」を加える。

第38条の2第1項中「第20条」を「第19条」に改める。

第41条第1項中「第12号の2様式の納付書によって」を「で定める納付書により」に改め、同条第2項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第41条の3 特定法人（法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により、法第72条の25、第72条の

26、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書（以下この項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29並びに第72条の31第2項及び第3項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

第42条の2第1項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改め、同条第2項中「第32条の2第3項に規定する」を「で定める」に改める。

第42条の3第1項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改め、同条第2項中「第32条の3第3項に規定する」を「で定める」に改める。

第43条の4の2第1項中「第40条の3の3第12項第1号」を「第40条の3の3第16項第1号」に、「第41条の19の5第10項」を「第41条の19の5第13項」に改める。

第43条の8第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「この節」の次に「(第43条の11の2を除く。)」を加える。

第43条の11の次に次の1条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第43条の11の2 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）である事業者（法第72条の87各項、第72条の88第1項及び第2項並びに第72条の89各項の事業者に限る。）は、法第72条の87から第72条の89までの規定により、法第72条の87各項、第72条の88第1項若しくは第2項又は第72条の89各項の規定による申告書（以下この項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、法第72条の87から第72条の89までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項を、総務省令で定める

ところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

第2章第5節中第45条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第44条の13 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第45条を第44条の14とし、第45条の2を第45条とし、同条の次に次の1条を加える。

（製造たばこことみなす場合）

第45条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第45条の2の2第1項中「第45条第1項」を「第44条の14第1項」に改め、「消費等」の次に「(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉

巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第１項又は第２項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額第45条の２の３中「860円」を「930円」に改める。

第45条の２の４第１項第２号中「総務省令第８条の３に規定する」を「政令で定める」に改め、同条第２項中「第８条の４に規定する」を「で定める」に改め、同条第３項中「第45条」を「第44条の14」に改める。

第45条の２の５ただし書中「第45条の２第４項ただし書」を「第45条第４項ただし書」に改める。

第45条の２の６第１項中「第45条第１項」を「第44条の14第１項」に、「第16号様式の」、「第16号の４様式の」、「第16号の５様式の」及び「第16号の２様式の」を「で定める」に改め、同条第３項中「第16号の３様式」を「で定

める様式」に改め、同条第４項中「第16号の７様式の」及び「第16号の５様式の」を「で定める」に改める。

附則第５条の４第１項第３号及び第５条の４の２第１項第２号中「同年分」を「前年分」に改める。

附則第７条の２中「第72条の33第２項」を「第72条の31第２項」に改める。
附則第７条の２の４第１項後段を次のように改める。

この場合において、第43条の11及び第43条の11の２の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条の11	から第72条の89まで	及び第72条の88
	、法第72条の88第１項並びに法第72条の89第２項及び第３項	及び第72条の88第１項
	知事	税務署長
第43条の11の２	、第72条の88第１項及び第２項並びに第72条の89各項	並びに第72条の88第１項及び第２項
	）は、法第72条の87から第72条の89まで	）は、法第72条の87又は第72条の88第１項若しくは第２項前段
	、第72条の88第１項若しくは第２項又は第72条の89各項	又は第72条の88第１項若しくは第２項
	については、法第72条の87から第72条の89まで	については、法第72条の87並びに第72条の88第１項及び第２項前段

	、法第762条第1号に規定する 地方税関係手続 用電子情報処理 組織を使用し、 かつ、地方税共 同機構を経由し て行う方法その 他総務省令で定 める方法により 知事に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定める方法により
--	--	---

附則第10条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第45条の2の2第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第45条の2の2第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第45条の2の3中「930円」を「1,000円」に改める。

第4条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第45条の2の2第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第45条の2の3中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第45条の2中「及び次条第3項第1号」を削り、

第45条の2の2第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を

削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

（北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新条例第45条第1項」を「北海道税条例第44条の14第1項」に、「は、新条例」を「は、同条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第19項中「平成31年4月1日前に新条例第45条第1項」を「平成31年10月1日前に北海道税条例第44条の14第1項」に、「204円」を「274円」に改める。

附則第20項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中北海道税条例第36条の2第1項本文及び第43条の4の2第1項の改正規定並びに同条例附則第10条の2第3項の改正規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条及び附則第12項の規定 平成31年10月1日
- (3) 第1条中北海道税条例第38条の2第1項の改正規定 平成32年1月1日
- (4) 第1条中北海道税条例第24条の改正規定、同条例第35条に1項を加える改正規定、同条例第36条の2第1項ただし書、第36条の3、第38条第1項及び第41条の改正規定、同条例第41条の2の次に1条を加える改正規定、同条例第42条の2、第42条の3及び第43条の8の改正規定並びに同条例第43条の11の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第5条の4第1項第3号、第5条の4の2第1項第2号、第7条の2及び第7条の2の4第1項後段の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条及び附則第13項から第18項までの規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中北海道税条例第24条の2第1項第2号及び第26条の2の改正規定並びに次項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条及び附則第19項から第24項までの規定 平成33年10月1日

(8) 第5条及び附則第25項の規定 平成34年10月1日
(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第26条の2の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成32年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第5項及び第35条第2項の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第38条第1項及び第41条の3の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第43条の8第2項及び新条例附則第7条の2の4第1項後段の規定により読み替えられた新条例第43条の11の2の規定は、消費税法（昭和63年法律第108号）第19条に規定する課税期間が附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。
- 6 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。
- 7 平成30年10月1日前に第1条の規定による改正前の北海道税条例（以下この項において「旧条例」という。）第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（旧条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこ（北海道税条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第41号）附則第8項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び附則第11項において同じ。）を同日に販売のため所持する新条例第44条の14第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第14項及

び第20項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 8 前項に規定する者は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。附則第15項及び第21項において「平成30年改正法」という。）附則第10条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第1号様式の申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。
- 9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める納付書により指定金融機関（収納代理金融機関を含む。附則第16項及び第22項において同じ。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。附則第16項及び第22項において同じ。）に納付しなければならない。
- 10 附則第7項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第44号。次項及び第45条の2の7第1項において「平成30年改正条例」という。）附則第7項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第7項」と、新条例第45条の2の7第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第8項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成30年10月31日」と読み替えて、新条例の規定中道たばこ税に関する部分（新条例第45条の2の2第1項、第45条の2の3、第45条の2の4、第45条の2の6、第45条の2の8及び第45条の2の9の規定を除く。）を適用する。
- 11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第7項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に

相当する金額を、北海道税条例第45条の2の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。

12 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

13 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

14 平成32年10月1日前に新条例第44条の14第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（新条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第20項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

15 前項に規定する者は、平成30年改正法附則第12条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第21項において「平成30年改正総務省令」という。）別記第1号様式の申告書を平成32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。

16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を総務省令で定める納付書により指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

17 附則第14項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の北海道税条例（以下この項において「平成32年改正条例」という。）第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第44号。次項及び第45条の2の7第1項において「平成30年改正条例」という。）附則第14項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第14項」と、平成32年改正条例第45条の2の7第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第15項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成32年11月2日」と読み替えて、平成32年改正条例の規定中道たばこ税に関する部分（平成32年改正条例第45条の2の2第1項、第45条の2の3、第45条の2の4、第45条の2の6、第45条の2の8及び第45条の2の9の規定を除く。）を適用する。

18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第14項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、北海道税条例第45条の2の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。

19 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

20 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものと

みなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

21 前項に規定する者は、平成30年改正法附則第13条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正総務省令別記第1号様式の申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。

22 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を総務省令で定める納付書により指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

23 附則第20項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の北海道税条例（以下この項において「平成33年改正条例」という。）第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第44号。次項及び第45条の2の7第1項において「平成30年改正条例」という。）附則第20項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第20項」と、平成33年改正条例第45条の2の7第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第21項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成33年11月1日」と読み替えて、平成33年改正条例の規定中道たばこ税に関する部分（平成33年改正条例第45条の2の2第1項、第45条の2の3、第45条の2の4、第45条の2の6、第45条の2の8及び第45条の2の9の規定を除く。）を適用する。

24 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第20項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、北海道税条例第45条の2の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。

25 附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「長万部町」を「長万部町 厚沢部町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては厚沢部町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（既存病床数及び申請病床数の補正）」を付し、同条第1項第2号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室に

北海道条例第47号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和24年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同条第6号中「あり、かつ、適当な数の便器が設けられている」を「ある」に改め、同号を同条第4号とし、同条第7号中「適当な」を「当該施設に近接して飲食店がある等飲食に支障を来さない」と認められる場合を除き、適当な」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第8号を第6号とする。

第3条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 多数人で共用する構造又は設備を有しない客室にあっては、外部からその内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。

(3) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応並びに宿泊者名簿の正確な記載及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「適当な」を「当該施設に近接して飲食店がある等飲食に支障を来さない」と認められる場合を除き、適当な」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第9号を第6号とする。

第4条を削る。

第5条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第2条から前条まで」を「前2条」に改め、同項を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第2号の2を第2号とし、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

おける治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項第1号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に、「消毒設備」を「消毒施設」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「第7条第1項第2号から第4号まで」を「第6条第1項第2号から第4号まで」に改め、同条を第8条とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（経過措置）

2 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可、診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第7条の2第3項の規定による命令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ法第30条の4第2項第12号に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第3項から第6項までを削り、附則第7項を附則第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定は、この条例の公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月18日

この条例は、公布の日から施行する。